



平成20年6月4日

金融庁監督局

証券課長

殿

一般的な法令解釈に係る書面照会について

金融商品取引法（昭和23年法律25号）及び金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第53号）の解釈に関し、以下（別紙）の点について照会いたします。御回答の程宜しくお願い申し上げます。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

(別 紙)

## 照 会 事 項

### 1. 照会対象条項及び論点

#### (1) 照会対象条項

金融商品取引法（昭和 23 年法律 25 号）第 77 条の 3 及び金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 53 号）第 3 条第 1 項

#### (2) 論 点

認可協会は、「苦情業務」及び「あつせん業務」を自主規制機関である認可協会又は公益協会以外の団体等に委託出来るのか。

### 2. 見解及び根拠

#### [前 提]

・金融商品取引法第 77 条の 3 によると、認可協会は「苦情業務」及び「あつせん業務」について、これらの業務を適確に遂行できる財産的基礎及び人的構成を有する者（以下「適確遂行者」とする。）に対して委託をすることができる。

・一方、同法金融商品取引業協会等に関する内閣府令第 3 条第 1 項によると、認可協会は、法第 77 条の 3 に定める業務の「ほか」、定款の定めるところにより、法第 67 条の 8 第 1 項第 9 号（会員の職員の研修）、第 12 号（取引の勧誘に関する事項）及び第 14 号（会員調査）に掲げる業務についてはその一部を他の認可協会及び公益協会に委託することができる。

・上記法令を文言解釈すると、法律では認可協会に対する業務行為規制として「苦情業務」及び「あつせん業務」の委託先を適確遂行者に制約し、一般的限定を付している。それを受けた協会府令では、認可協会は「苦情業務」及び「あつせん業務」に加え、その定款に定めることによって、「会員の職員の研修」、「取引の勧誘に関する事項」及び「会員調査」もその業務の一部に限り委託できるとして委託業務範囲の拡大を認めるものの、委託先は適確遂行者ではなく、他の認可協会及び公益協会と明示している。

## (1) 見 解

認可協会は「苦情業務」及び「あつせん業務」の委託を他の自主規制機関である認可協会又は公益協会に限らず、適確遂行者に委託することが出来る。即ち、金融商品取引法第77条の3「苦情業務」及び「あつせん業務」の委託先について協会府令第3条第1項が定める認可協会又は公益協会は、適確遂行機関の例示であり、限定するものではない。

## (2) 根 拠

### ①投資者保護の多チャネル化

金融商品取引法が認定投資者保護団体制度を導入（法第79条の7）し、また19年4月から裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）が施行されていること等を総合考慮すると、法文の解釈としては、金融投資サービス法として投資者保護の多チャネル化を積極的に図る趣旨に基づき行うべきである。従って、他の組織・機関によって適切な投資者保護が図られるのであれば、法第77条の3第1項の「苦情業務」及び「あつせん業務」は協会府令第3条第1項の自主規制機関による救済にのみに限定する必要はない。

### ②認定投資者保護団体に対する業務委託

ちなみに法第79条の7で自主規制機関が、認定投資者保護団体になることを除かれている（「除く」）が、「苦情業務」及び「あつせん業務」を第三者機関・認定投資者保護団体に委託することは、多チャネル化に資することであり、自主規制機関が認定投資者保護団体になることを除かれている趣旨に違反しない（法の潜脱にはならない）。また、認定投資者保護団体等に委託する場合、それぞれの委託先が自己完結を図れるものなので包括的に委託することが出来、あえて一部を実質的に委託元に残す必要はない。（注）松尾編著一問一答 Q254 関係

### ③苦情業務及びあつせん業務の性質（自主規制機関の根幹・コア業務の特定）

自主規制機関の業務として金融商品取引業協会懇談会の中間論点整理（平成19年6月22日）では、自主規制機関の機能として次の6事務を自主規制機関の業務として示している。

（注）中間論点整理報告書（5頁）2.「自主規制の機能」

- イ. 自主規制規則の制定
- ロ. 会員調査
- ハ. 会員に対する指導・勧告、制裁
- ニ. 利用者からの苦情解決、あつせん
- ホ. 会員に対する研修
- ヘ. 外務員の登録及び監督

このうち協会府令第 3 条第 1 項後段の根幹・コア（本来的固有業務）に相当するものは、自主規制規則の制定、会員調査、会員に対する指導・勧告及び制裁、会員に対する研修である。これらに対し利用者からの苦情解決、あっせんは、他に投資者保護団体等が認められていること、また外務員の登録及び監督は、第 64 条、64 条の 5 他により行政（金融庁）が行うのが本則であることから自主規制機関の非本来的固有業務である。

#### ④協会府令第 3 条第 1 項前段と同後段の差異

「苦情業務」及び「あっせん業務」は他の機関でも行える非本来的固有業務なので、協会府令第 3 条第 1 項が認可協会又は公益協会のみを委託先として掲げているが、その意図は当然のことながらその適確性がある組織・機関として例示したものに過ぎないと解すべきである。なお、認定投資者保護団体及び認証紛争解決事業者（ADR 業者）はともにフット&プロパーの審査を受けることになっている。

要すれば、協会府令第 3 条第 1 項が規定している認可協会、公益協会は、一定の財産的基礎、人的構成を有する者の例示に過ぎない。委託先は他の認可協会、公益協会に限らないことを意味している。

他方、後段で規定する法第 67 条の 8 第 1 項第 9 号「会員職員の研修業務」、第 12 号「取引の勧誘に関する業務」及び第 14 号「会員調査業務」については、前段業務と異なり、そうした法的手当てが（想定）されていないし、基本的に代替性がない性質の業務であること等からその業務の性質が自主規制団体としての根幹・コア（本来的固有業務）に該当するものなので、仮に委託するとしても、自主規制機関である金融商品取引法上の認可協会及び公益協会に限定され、単に一定の財産的基礎、人的構成を有する者であれば足りるとするものではない。

要するに委託先は自主規制機関にのみに限定され、許されているに過ぎない。従って、前段と後段では、認可協会又は公益協会の解釈が異なる。